

移住希望者必見

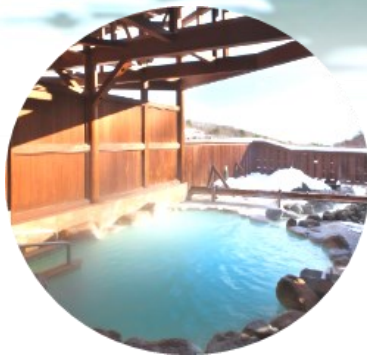
福島市  
FUKUSHIMA CITY

移住者限定！  
入浴料無料！

# 湯めぐり ふくしま三名湯 パスポート

移住された方に最長1年間入浴料無料の湯めぐりパスポートを交付します。  
土湯・高湯・飯坂の3温泉は、山間の自然に恵まれた四季折々を感じられる空間。ぜひ福島市の温泉で癒されてみませんか。

あたら



ほろろ

【対象公衆浴場】

土湯温泉「中之湯」



高湯温泉「あつたか湯」



飯坂温泉「鯖湖湯」



飯坂温泉「波来湯」



## 【交付対象者】

市外からの転入者で下記のいずれかに該当する方及び世帯

- 移住フェアや体験イベント等の参加者
- 出会い・移住・多文化共生課へ移住相談を行った方  
※オンラインを含め対面相談に限りです
- 移住者向け市営住宅入居者
- 空き家（福島市空き家バンク掲載物件）または農地付住宅入居者
- 新規に農業経営を開始する方または開始が見込まれる方
- 「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金を活用された方
- 結婚等新生活支援事業補助金を活用された方
- 福島市が実施する結婚支援事業で成婚された方

福島市 湯めぐりパスポート

Onsen  
Passport

No. 000  
ももりん

有効期間  
××××××～××××



ふくしま  
スタイル | Welcome to  
Fukushima City

●申請様式: 福島市役所ホームページよりご入手ください→

●申請受付: 福島市役所8階

出会い・移住・多文化共生課 移住相談窓口

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL024-572-5451

✉ teijyuu@mail.city.fukushima.fukushima.jp



# 新生活応援事業【福島市湯めぐりパスポート】について

## 1 湯めぐりパスポート交付対象者

交付対象者は、次の項目に該当する方が属する世帯主及び世帯員又は、世帯主が該当する方でない場合は該当する世帯員とします。

- (1) 福島市が参加する**移住フェア・移住体験イベント等**に参加した方。  
もしくは**出会い移住・多文化共生課へ移住相談**を行った方。(移住相談は市役所窓口またはオンライン面談に限る)
- (2) 福島市**移住者向け市営住宅**に入居契約した方。
- (3) 福島市空き家バンクに登録のある**空き家**又は**農地付住宅**を購入、若しくは賃貸契約した方。
- (4) 独立して新規に**農業経営**を開始した方又は開始が見込まれる方。
- (5) 「**ゆとり満喫福島オフィス**」開設支援補助金を活用された方。
- (6) **福島市結婚等新生活支援事業補助金**を活用された方で、前年度1月1日以降に婚姻し、かつ、1月1日以降に県外市区町村から転入された方。
- (7) **福島市が実施する結婚支援事業**の活用により成婚された方で、市外市区町村から転入された方。
- (8) その他市長が認めた方。
- (9) (1)から(8)のいずれかに該当し、且つ次の要件を満たす方。
  - ①市外から本市に転入届をし、居住することとなった方。
  - ②本市に住民登録した後、継続して5年以上居住する意思がある方。ただし、客観的に定住することが認められる場合を除き、転勤の可能性のある方は対象としない。
  - ③企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業等と関連のある企業等への赴任等により一時的に住民登録を行う方でないこと。
  - ④その他、福島市湯めぐりパスポート交付要綱をご参照してください。

## 2 対象公衆浴場

下記に定める施設に掲示することにより、基本使用料として一般入浴を無料で利用することができます。

- ①飯坂温泉 **鯖湖湯・波来湯**
- ②高湯温泉 **あったか湯**
- ③土湯温泉 **中之湯**

## 3 湯めぐりパスポートの有効期限

湯めぐりパスポートの交付の日(以下「交付日」という。)から1年度とし、現況確認のうえ交付日から通算して**最大1年間**に限り有効期間を更新します。

## 4 湯めぐりパスポートの交付申請

交付対象者のうち、1の(1)から(5)および(8)に該当する方は、転入日(以下「基準日」という。)から起算して**6月以内**に、1の(6)から(7)に該当する方は、婚姻日(以下「基準日」という。)から起算して**12月以内**※に、福島市新生活応援事業湯めぐりパスポート交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

※基準日から12月以内に当該年度の3月31日に到来した場合は、3月31日が申請期限になります。

- (1) 1(1)に該当する方は、移住フェアやセミナー等において福島市の催しに参加した日付、内容等が確認できる書類、または、本市へ移住相談を行った日付、内容等が確認できる書類
- (2) 1(2)及び1(3)に該当する方は、住宅等の入居又は購入を証明する書類
- (3) 1(4)に該当する方は、就農又は開始の見込みが確認できる書類
- (4) 1(5)に該当する方は、「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金交付決定が確認できる書類
- (5) 1(6)に該当する方は、福島市結婚等新生活支援事業補助金交付決定が確認できる書類
- (6) 1(7)に該当する方は、福島市が実施する結婚支援事業の活用が確認できる書類
- (7) 交付対象者の顔写真
- (8) 転入世帯全員の住民票(福島市発行)
- (9) 外国人転入者については在留カードの写し(表・裏)
- (10) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

## 5 申請様式の入手及び申請受付

- 申請様式:福島県 福島市役所ホームページよりご入手ください →→→→→
- 申請受付:福島県 福島市役所8階 **出会い移住・多文化共生課 移住相談窓口**



- 移住フェアや体験イベント等の参加者
- 出会い移住・多文化共生課へ移住相談を行った方
- 移住者向け市営住宅入居者
- 空き家(福島市空き家バンク掲載物件)  
または農地付住宅入居者
- 新規に農業経営を開始する方  
または開始が見込まれる方
- 「ゆとり満喫福島オフィス」  
開設支援補助金を活用された方
- 結婚等新生活支援事業補助金を活用された方
- 福島市が実施する結婚支援事業で成婚された方

湯めぐりパスポート贈呈!



福島の三名湯の魅力を実湧満彩ご体感ください!